

井原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型  
介護予防サービス事業者の指定に関する条例

(趣旨)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(入所定員)

第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(事業者の指定に関する基準)

第3条 法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

2 前項に規定する法人は、運営について井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団の関与を受けていないもので、法第70条第2項第6号に規定する役員等が同条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。